

後期高齢者医療制度

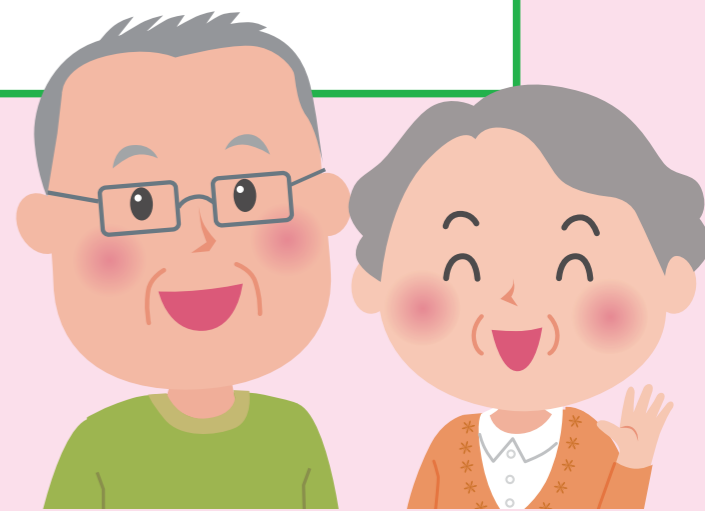
被保険者証が変わります。

新しい被保険者証(薄緑色)は

- 令和6年7月下旬までに、簡易書留等でご自宅に郵送します。
- 届いたときからご使用いただけます。

橙色の被保険者証は

- 令和6年8月1日以降ご使用になれません。
- 新しい被保険者証(薄緑色)が届きましたら、ご自身で破棄いただくか、市区町村の担当窓口へお返しく下さい。



旧

有効期限
令和6年7月31日まで

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和 6年 7月 31日	
交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	△△市△△町△△丁目△番△号
氏名	広域 太郎
生年月日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	大阪府後期高齢者医療広域連合 電話：06-4790-2028

新

有効期限
令和7年7月31日まで

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和 7年 7月 31日	
交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	△△市△△町△△丁目△番△号
氏名	広域 太郎
生年月日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	大阪府後期高齢者医療広域連合 電話：06-4790-2028



薄緑色
になります。
※ 証の大きさは変わりません。

次の場合は、お持ちの被保険者証を、市区町村の担当窓口へお返しく下さい。

- 大阪府から他の都道府県に引っ越しされるなど、資格がなくなったとき
- 住所や一部負担金の割合などに変更があり、新しい被保険者証が届いたとき

医療機関等の受診はマイナ保険証で!!

※ マイナ保険証とは健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカードのことです。

大阪府後期高齢者医療広域連合

〒540-0028 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階
電話：06-4790-2028 (資格管理課) / 2031 (給付課) / 2029 (総務企画課)
ファックス：06-4790-2030 (共通) ホームページ <https://www.kouikirengo-osaka.jp/>

または お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口

